

「廿日市市教育大綱(案)」

1 廿日市市教育大綱の策定にあたって

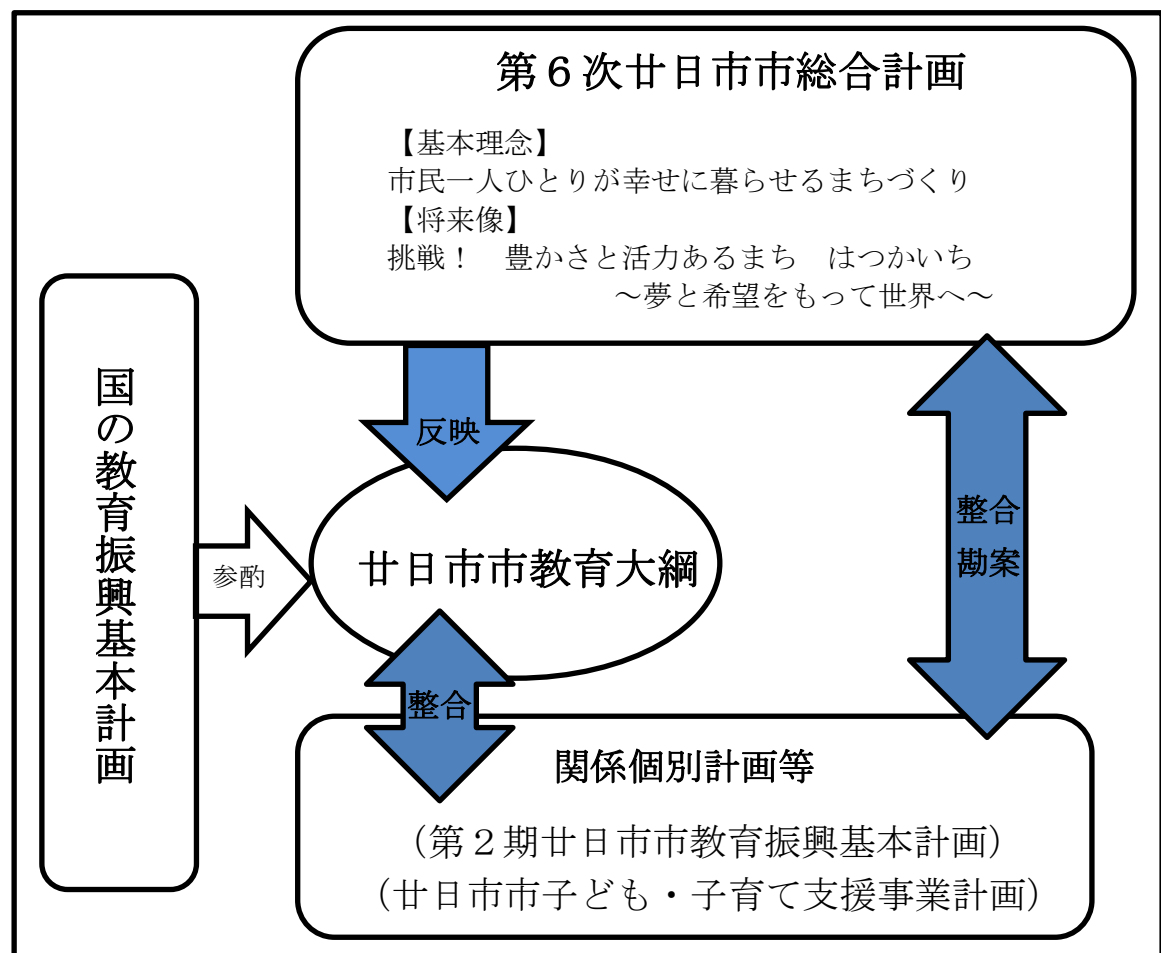
(1) 大綱策定の趣旨

教育制度改革の一環として、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月に施行されました。これにより、地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなりました。

(2) 廿日市市教育大綱の位置づけ

廿日市市教育大綱（以下「大綱」という。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき、本市の教育等に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、国の教育振興基本計画を参酌して策定します。

また、大綱は、市の最上位計画である「第6次廿日市市総合計画（以下「第6次総合計画」という。）に即すると共に、同計画を勘案して策定する「第2期廿日市市教育振興基本計画」等個別計画と整合を図り策定するものです。



(3) 大綱の期間

大綱は、平成28年度から平成32年度までの5年間を実施期間としますが、今後の社会情勢等の変化を踏まえて、総合教育会議において協議・調整を行い、状況に応じて適宜見直していくものとします。

2 現状と課題

(1) 教育をめぐる社会情勢の変化

本市の総人口は、平成17（2005）年に115,530人でピーク（国勢調査）を迎えた後、減少に転じています。このまま推移すれば、平成52（2040）年の時点で、89,410人まで減少すると推計されます。

こうした人口減少を克服するためには、魅力ある仕事の創出や生活環境の整備はもとより、廿日市市に誇りと愛着を持ち郷土の発展に貢献できる人材を育成することが大切です。

(2) 教育の現状と課題

少子化・核家族化、地域コミュニティの衰退など社会構造が変化し、価値観が多様化する中、子どもの社会性の低下、規範意識の希薄化、いじめ・不登校の問題、体力・運動能力の低下、生活習慣の乱れなどが懸念されています。

また、家庭・地域の教育力の低下が指摘されるようになって久しく、豊かな人間性を育むべき義務教育の時期の子ども達に人間関係の希薄化や生活体験機会の減少などが、大きな課題となっています。

一方で、少子高齢化、グローバル化、高度情報化等、変化の激しい社会において子どもたちに、よりよい未来を拓き、たくましく生き抜く力を育むことが求められています。

こうした中で、学校・家庭・地域が連携し、社会全体の教育力を向上させ、市民ぐるみで教育を充実させることが重要となっています。

また、社会教育においては、学習は社会全体の活性化につながるものであるとの視点に立ち、市民一人ひとりが、自発的、主体的に学ぶことができ、学んだことが地域で生かせる環境づくりのさらなる構築が求められています。

さらに、文化財の保存と活用、文化・スポーツ活動の推進など、愛着と誇りが持てる地域づくりを支援していく取組が必要となっています。

3 基本目標

人の和 学びの和
未来を拓く人を育む

家庭、地域、学校、行政等がつながり、支え合いながら「人の和・学びの和」を創り出し、廿日市市の未来を拓く人を育みます。

4 基本方針

「第6次廿日市市総合計画」、「第2期廿日市市教育振興基本計画」及びその他関係個別計画等に基づき、基本目標の実現に向けて各施策を展開します。

方針① まち全体で子どもを育む

子どもの笑顔があふれるまちであり続けるため、子育てに関わるすべての関係者・関係機関と協働して、まち全体で子どもを見守り、育てる体制づくりを進めます。

○ライフステージに応じた子育て支援

子育てに関する相談体制の充実など子どもの成長に応じた適切な支援に取り組みます。

○教育・保育サービスの充実

社会情勢に応じた多様な教育・保育サービスを展開します。幼保小が連携し、教育・保育の質を向上させます。

○子育てサポート体制の充実

特別な配慮が必要な子どもについては、関係機関が連携を深め発達状況を的確に把握し、子ども達一人ひとりの特性に合った支援を行います。

○まち全体で子ども達の学びを支援

地域ぐるみで学校教育や子ども達の健やかな成長、放課後の活動などを支援します。

方針② たくましく自立し、学び合い高め合う教育の推進

グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により社会が大きく変化する中、子どもたちが高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら主体的に行動することや、多様な情報を活用することなど、将来、社会で活躍するために必要な資質・能力を育む教育を推進します。

○安全・安心な教育・保育環境の整備

学校保育施設の整備等よりよい教育環境の充実に努めます。

○確かな学力を育む教育の推進

学力・体力の向上等、各学校における教育課題の解決に向けた組織的な取組を一層推進します。

○これからの社会に必要となる教育の推進

新しい時代に対応するため、I C Tを活用した教育や国際教育等の充実を図ります。

方針③ いのちを大切に作る心を育む教育の推進

人間関係が希薄化し、いじめや不登校等の問題行動が社会的な問題となっています。そのため、子どもたちが、他者を尊重し、自らをかけがえのない存在だと実感することができるよう、関わり合う活動や体験活動を実施し、子どもたちの豊かな心を育成します。

○心の教育の充実

子どもたちに豊かな心を育むため、体験活動の場を設定するとともに、道徳教育の充実を図ります。

○教育相談体制の整備・充実

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置し、子どもが抱える多様な問題の未然防止や早期対応に取り組みます。

○自他の良さを認め合う人間関係づくりの推進

児童生徒が関わり合う機会を多く設定し、お互いを認め合える集団づくりを進め、いじめ等の問題行動の未然防止を図ります。

方針④ ふるさとに誇りと愛着を持てる教育の推進

魅力ある郷土の歴史や文化を学ぶことによって、ふるさとを愛し誇りに思う心を育み、その心を次世代につなぎます。

○ふるさと学習の推進

ふるさとへの愛着と誇りが広がり根付くよう、多彩な地域の資源を守る活動や郷土の歴史や文化、産業について学ぶ機会を充実します。

○文化財・伝統芸能の保存・継承

文化財の保存修理や、神楽等地域の伝統芸能を継承する活動を支援することで、受け継がれてきた貴重な資源を守り、次世代につなげます。

方針⑤ 生涯にわたる自発的な学びを支援する

文化芸術スポーツ等の廿日市市ならではの地域資源の積極的な活用を図り、個性的で多彩な学習機会を提供することにより、個人の自立を支援し、地域のつながりと絆を深めます。また生涯にわたってスポーツを楽しめるよう市民の生涯スポーツを支援します。

○社会教育の充実によるまちづくりの推進

地域住民がいつでも集い、学び合う場をつくるとともに、学習した成果を地域の問題解決につなげていく取組を支援します。

○生涯にわたる学びの推進

誰もがいつでもどこでも学習することができ、また学習成果を活かすことができる社会の実現を目指し、関係機関や各種団体と連携を図りながら、青少年育成、健康づくり、平和、人権など多種多様な分野の事業を実施します。

○人生を豊かにする文化芸術活動の推進

市民の文化活動を推進するため、文化芸術団体等と連携し、活動の充実を図ります。

○豊かな心・健やかな体を育むスポーツ活動の推進

スポーツ活動による市民の健康づくりを進めるため、市民のスポーツ活動の推進に対して各種団体を通じた支援を図ります。